

## 外国人患者への医療等に関する協議会設置要綱

平成30年4月26日付30福保医政第151号  
一部改正 令和5年3月24日付4福保医政第2005号  
一部改正 令和5年6月13日付5福保医政第655号

## (設置目的)

第1 外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、東京都における外国人患者への医療提供体制の充実を図ることを目的として、外国人患者への医療等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議内容)

第2 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できる仕組みに関する事
- (2) 外国人患者を受け入れる医療機関の整備等に関する事
- (3) 外国人向けの医療に関する情報の発信等に関する事
- (4) その他必要な事項

## (構成)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体代表（公益社団法人東京都医師会役員、一般社団法人東京都病院協会役員、公益社団法人東京都歯科医師会役員、公益社団法人東京都薬剤師会役員、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合役員、公益財団法人東京観光財団管理職、一般社団法人日本旅行業協会管理職において外国人患者医療を担当する者）、医療機関代表、関係事業者代表及び行政機関の職員のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

## (任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長)

第5 協議会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (部会)

第6 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者の中から保健医療局長が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第4に準ずるものとする。

## (部会長)

第7 部会には部会長を置く。

- 2 部会長は、座長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括する。

(召集等)

第8 協議会及び部会は座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて協議会及び検討部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議及び会議録の取扱い)

第9 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議及び会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（令和5年3月24日付4福保医政第2005号）

この要綱は、令和5年3月24日から適用する。

附 則（令和5年6月13日5福保医政第655号）

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。